平成19年度安全・安心まちづくり委員会 平成19年9月10日(月)午後3時~午後5時 宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

発言者	内 容	備	考
	議題(1) 「平成18年度犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりに関する事業の実施について」 資料1により事務局から説明		
	各委員からは,特に質問,意見なし		
	議題(2) 「平成19年度犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり重点推進項目について」 資料2により事務局から説明		
	子どもの見守り活動に関して,5分間見守り活動は県民運動として推進すべきであると思う。5分間見守り活動を徹底していくための具体的な施策が必要であると思う。 子どもの発達段階に応じた安全教育推進のため,宮城県防犯協会が費用を支出し,手引書を作成している。内容が非常に良いものであるが,教育庁の重点項目には入っていない。この手引書を活用した教育を実施していくべきである。		
	5分間見守り活動については、ネットワークモデル事業指定団体においても実施されている。またお手元の「守ろうみんなのまち~安全・安心まちづくりハンドブック~」を各市町村、各学校に配布し、活用していただくこととしている。 発達段階に応じた安全教育の手引書については、教育庁での活用は現時点では把握していないが、現物は1部事務局にもきているので、参考にしながら働きかけていきたい。なお、各学校の先生方も参加したスクールガードリーダー養成講習会において、同手引書については、県警より説明を行っている。		
	5 分間見守り活動については , ハンドブックの配布に留まらず , 県政だよりやテレビコマーシャル等で県民の皆様に対する P R 方法を考えてほしい。 発達段階に応じた手引書については , 学校の先生にお知らせしたこ		

とはいいと思う。しかし学校で使っているか疑問である。最後は子 ども一人一人が警戒心を持つこと,知識を持つことが大切であるの で,是非重点として取り上げてほしい。

私は,地域ぐるみ学校安全体制整備事業が始まった平成17年度から宮城県教育委員会から委嘱されてスクールガードリーダーに従事しているが,只今ご意見のあった「5分間見守り運動」は,その頃から活動指針として実施されていたと記憶している。これは,子どもの登下校の時間帯にあわせて,散歩,買い物,犬の運動,花壇の手入れなどをしていただき,子どもを見守っていただく運動である。今後もこの運動を盛り上げ,地域住民等の理解と協力を得て,多くの人達に参加してもらうことは子どもの安全を確保するうえで重要である。

5分間見守り活動は,町内会へは回覧板で周知することができるのではないかと思う。

子どもの見守り活動について,子どもたち自身にも大人が見守り活動を実施していることを認識させる工夫が必要である。

県の PTA 協議会や保護者会等へも県として見守り活動を重点的に 実施していることを広報していくべきである。

PTA や町内会, 防犯協会, それぞれが同じ気持ちで活動をしているのだから, これらの団体のネットワーク作りについて, 働きかけていただきたい。

5 分間見守り活動については, すばらしいみやぎを創る協議会等県 民運動を行っている団体があるので, それらの中で対応を考えてい きたい。

団体間の連携が必要な場合には、働きかけをしていきたい。

(みやぎくんステッカーについて)今日初めて知った。冊子が出来 たら終わりではなく,どれくらい実行したかが重要である。

ステッカーについては,どのような活用方法でどのような箇所に広めたいか明確にすべきである。タクシー会社等へ協力を願ってはどうか。

ハンドブックについて,もう少し簡単で,枚数が少ない方がいいと

思う。

ハンドブックはどのような箇所に配布するのか。

学校,市町村等に配布している。平賀委員からご意見のあったステッカーについては,事業者協会へ,活用のお願いについて考えたいと思う。

タクシー,宅配すべていいと思う。

学校だと子ども一人一人へ配布したのか。

学校単位に配布して,後は必要部数を申し出てくださいと話している。

子ども一人一人へ配布しても,なかなか見ない。子どもの防犯教育については,1枚で見やすい形にした方が覚えやすい。 パーツごとに分けて、PRに使用してもいいと思う。 被害にあった時の対処についてパンフレットだけでは実感として 分からないので,大声を出すトレーニングも必要であると思う。

確認だが,110番の家等の設置促進の項目の中にみやぎセキュリティーメールがある。もし望めば,私のようなものでも利用できるのか。

110番の家の設置促進とセキュリティーメールとの関連付けは、どうようなものか。

セキュリティーメールについては,個人で登録ができる。 関連付けについては,調べて後日回答する。

関連付けについて,110番の家の方が登録していただければ,犯罪の発生状況もわかるので,登録してもらいたいという意味もあるかと思う。

確認してから、報告したいと思う。

18年度の実施状況で,セキュリティメール登録者が657件となっている。19年度の目標は110番の家の設置が20,000箇所となっているが,セキュリティメール登録者数との乖離が大きい。相原委員のお話のような趣旨であるならば,もっと110番の家に登録された方にセキュリティーメールを登録してもらうよう働きかけるべきだろう。

110番の家の人があまり携帯がないのかもしれない。もっとも, さらに携帯を持っている方もいると思うので, 普及すべきだと思う。

セキュリティーメールがどういうものかわからないというのが実際あるので,講習会等ありましたらよろしくお願いする。

セキュリティーメールは,事件の概要について,事後報告で情報が流れてくるものである。不審者情報というのは,不審者を特定できないので,そういう情報はほとんどない。

セキュリティーメールについて,利用の方法や注意点を学ぶ場所が あった方がいいと思う。自分の団体は,起きた場所,時間帯を重点 的にパトロールするというような使い方をしている。

青色回転灯について, 60km/h程度で走っていたのでは,意味がないと思う。運転する許可だけ与えて,教育をしないというのはおかしい。勉強会ができるような場所を設けるべきである。

情報をどう活用するか、活用方法をきちんと設定する必要がある。 拡充と相反するところがあるかと思うが、よろしくお願いする。

子どもだけではなく,高齢者や障害者にも見守り活動は当てはまる ことが多い。高齢者や障害者の人たちを含めた施策を考えてほし い。

子どもの見守りに関しては,地域ごとにコーディネイトする役割を する人が必要である。自然発生的にはできないので,市町村の担当 者や地域単位でどういう形で実践的な形にしていくかを考えられ るような視点がほしい。

高齢者の方が見守ることによって,子どもたちが見守られ,見守るというつながりができてくればいいと思う。

地域ぐるみの学校安全整備推進事業のモデル地域ということで,石 巻でやられているようであるが,そこで得た効果がフィードバック されるのか疑問に思うので,もっとその効果を広める必要がある。

担当部局を離れて,県庁全体での関連事業が整理されている。市町村でもこのような整理の必要性を感じた。

行政は,実行部隊ではないということを理解していただいた上で, 議論した方がいい。そうでないと全て行政が実施すればいいという ことになる。団体発足当時の原点に返って,自分たちは何ができる のかということを少し省みる必要があるのではないか。

あくまで主体は県民であるということか。ただ行政の役割としては,コーディネイトしたり,バックアップしたり,スムーズに実施できるような体制作りをお願いしたい。

議題(3)

「平成19年度犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり事業につい て」

資料3により事務局から説明

イメージキャラクターやガイドブックの使い方等のことで,少し具体的に事業概要が出てきたかと思う。

広岡委員の意見はショックである。実行部隊でなかったら,何のためにこの会議を実施するのか。どうやったら実行できるかまでやるのが職員の仕事だと思う。

団体をつくった時の気持ちに帰って物事考えて欲しいということ。 2年も3年も経つと,会員が減ったりして,どうしても行政にしわ 寄せが来る団体も見受けられるので,話をさせていただいた。

実行してこそ仕上がっていくと思う。

立場の違いによって,意見の違いはあるかと思うが,やはり市民が動きやすい環境を行政でつくっていただくのは,非常に大事なことになると思うので,是非よろしくお願いしたい。

ステッカー類は,様々な事業者で取り組んでいて,いろいろなマークになっている。少し調べてもらって,取組を行っている事業所及びマークの例について報告があってもいいと思う。

ネットワーク作りについて,行政の方におんぶに抱っこではだめだと思っている。自分が主体となってやろうという気持ちから出てきているものである。行政の担当者が,団体の方とどれだけお話ができるかが大事である。お互いに話しができることが大事であり,ネットワークの基本であると思う。

安全・安心まちづくりは,一人一人関心の高い問題であると思うので,行政は是非力添えをお願いする。

いかに広く啓蒙するかが課題だと思う。せっかくこのようなキャラクターができたら,それを街の中に散りばめる工夫が必要だと思う。

このように事業を具体的に出して頂いて,非常によく分かった。犯罪は加害者がいなければ,問題ない。自分自身が加害者とならないよう,大人が子どもたちにもそういう姿勢を見せていくよう,自分自身がきちっとやりたいと心新たにしている。

本条例第4条に,県民等の自主的活動を促進するためには市町村の 役割が重要であり,県は市町村の安全・安心まちづくりの施策に協力,支援することとされている。この規定により,県の指導や働き かけにより独自の安全・安心まちづくり条例を制定している市町村 があるが,参考までその数をご教示願いたい。

15市町村ある。

「安全・安心まちづくり」を県民総ぐるみ運動として展開していく ためには,市町村の役割なり活動が非常に大切であることはご承知 のとおりである。したがって,今後も条例が制定されていない市町 村に対しては県の働きかけを強めていただき,県内の全市町村で制定されることにより,安全・安心まちづくりが大きく前進すると思う。現在多賀城市では制定委員会を立ち上げて検討作業中であるし,私の地元の塩竈市でもその準備中であると聞いている。

違法広告物の除去サポーター制度に申込をおこなったところ,一杯だからと受け付けれなかった。断られない環境をつくってほしい。 ハンドブック等の配布の仕方で,泉区はよい例がある。配布できる 環境の確立をしていただければと思う。

ネットワーク設立ガイドブックの5ページ目,ネットワークの図を見て,私ならこんな書き方はしないと思った。お互いが対等な関係で出来るネットワーク作りを行政が調整しながらつくり上げていくことが必要である。

地域安全運動宮城県大会を今年度合同開催するとのこと。犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり県民大会というものが合同で行われるという意味づけを参加者に分かっていただけるようしっかりとしたアプローチをお願いする。

実行あるのみだと思う。

皆様のお話をお聞きして,改めて行政への期待が大きいことを痛感 した。市町村の立場で頑張っていきたい。

県民大会について,こういう委員会があるので,県も一緒にやることについて,来年に向けて意見とかアイディアを聞くのもいいと思う。

今日の意見を県にもくみ取って頂いて,今後の事業に生かしてほしい。

県は広域的に市町村,民間団体等の活動を支援していく等の役目を 果たしていきたいと考える。

次回の委員会は年度末になりそうであるが,委員の方々からお話いただいたところについて,説明しながらさらに具体的な話をしたいと考えている。

- 8 -
